

3

参加する人生

参加は、子どもの年齢によって異なって見えるのではなく、実際に異なっている。子ども参加を奨励するということは、もっとも年長で、もっとも利発な、もっとも弁の立つ子どもたちだけではなく、あらゆる年齢・能力の子どもたちの声に耳を傾けるということである。子どもは生まれたときから人生に参加するのであり、自分のニーズや欲求不満、夢や希望を表明する力は、年齢とともに変わっていく。その力は、子ども時代全体を通じて、そしておとな時代へと移行するにつれて、いっそう複雑なものになっていくのである。幼い子どもの参加のあり方は、おとなに近い青少年のそれとは劇的に異なるものの、子どもの能力の発達には連続している。生まれたばかりの子どもが初めて見せる動きから、思春期の青少年の政治的行動に至るまで、一本の線をたどることが可能である。

発達は、子どもによってすべて異なっている。社会的階級や経済的状态、文化的規範、地方・家庭の伝統や期待などを含む環境が、子どもの成長・学習のあり方に影響を及ぼすのである。子どもの力には、幼いころにどのような参加の機会を得られたか——あるいは得られなかったか——が反映される。いい意味でも悪い意味でも、子ども時代の各段階は、その前の段階を踏まえて形成されるのである。

イク・ジュン・カンによる展示会「仰天した世界」で取り上げられた、4～8歳の子どもたちの絵。右下のみフリオ・ダ・シルバ（6歳）の絵で、東ティモールの子どもの絵と作文を集めたユニセフの出版物『トゥイール・ラバリク・シラ・ニア・ハレー』（子どもたちの目を通して）に掲載されたもの。

可能なかぎり最善のスタート

赤ん坊は、言葉によらない動作や表情を通じてコミュニケーションを図る。どうしてほしいかを知らせることができるというだけでなく、相手の動作を真似することによって養育者と「話す」こともできるのである。研究者たちはこの20年間、生後数ヶ月の赤ん坊は真似することなどできないという、かつては支配的だった考え方を再考するようになってきた。諸条件を統制下に置いた実験環境では、生後数時間の新生児でも、幅広いしぐさを再現するのである¹⁵⁾。ひとつひとつのしぐさ自体、親などの養育者に対する合図であり、それに応答することで、子どもの表現のレパートリーを強化し、広げていくことにつながる。

赤ん坊とのやりとりが双方向のものであることは、ますます多くの親が認識するようになりつつある。赤ん坊の微笑みは、おとなからあつというまに好意的な応答を引き出す合図である。けれども、おとなと乳児がコミュニケーションや関わりあいを行う機会はほかにもたくさんある。子どもの心理的発達においてもっとも重要な要素をひとつだけ挙げるとすれば、愛情に満ちたおとなとの強い関係を、少なくともひとりを相手として持つことである¹⁶⁾。人生最初の1年間に親や養育者が（初めて授乳をする

ときのように) 乳児のリードに従うならば、おたがいの交流は子どもの健康的な発達に寄与する。

子どもが、成長してからどれくらい効果的に人生や社会に参加できるようになるかは、スタートの時点でどのくらい参加が奨励されたかにかかっている。子どもが健康的に成長発達できるかどうかは、健康、よい栄養状態、ケアという、鍵となる3つの要素次第である。「ケア」には、保護とともに、愛情、敏感な応答および刺激に満ちた環境が含まれる¹⁷⁾。親や養育者が敏感に応答することは、たとえば子どもの知的発達や言葉の発達にとって重要である。それは子どもの栄養状態を向上させることにもつながる。たとえ栄養不良の子どもに食べ物を与えるときでも、言葉の刺激や認知刺激を与えられた子どものほうが、そうでない子どもよりも発育率が高いのである¹⁸⁾。

幼い子どもとその養育者のあいだに双方向的かつ参加型の関係が結ばれていればいるほど、子どもは健全に発達する可能性が高い。ひいては、社会全体としてもやがてはいっそう生産的な成果を得られることになる。豊かな社会でも貧しい社会でも、就学前の子どもの大多数は家庭と家族のなかで養育されているので、親に積極的に接触し、必要ときには支援を提供するとともに、乳幼児期の子どもの発達上のニーズと、それに最善の形で対応する方法につ

いての情報を提供することが不可欠である。

懸念すべき事態

虐待、放任、養育者の頻繁な交代などによって健全な愛情を発達させる過程が妨げられると、とくに、権威のある立場にいるおとなを子どもが信頼しなくなる、愛情を与えたり受けとめたりできなくなる、共感、良心または他者に対する思いやりを育めなくなるといった結果につながる可能性がある¹⁹⁾。こうした否定的な影響がさらに生じやすいのは、施設的环境である。刑事司法制度の適用を受けた人々をとっても、ホームレスの人々をとっても、施設で育った子どもがその集団のなかで占める割合は、一貫して不釣り合いほど大きい²⁰⁾。

このような悪影響が予見できるだけに、ますます多くの幼い子どもがエイズで両親を失っていることが、大きな懸念の対象となっているのである。この懸念は、15歳未満の子どもの15%以上が両親を失っているサハラ以南のアフリカ地域の10カ国で、とりわけ深刻となっている。ボツワナ、ブルンジ、中央アフリカ、レソト、マラウイ、モザンビーク、ルワンダ、スワジランド、ザンビア、ジンバブエである。両親を失う子どもの人数は今後も増え続けると見込まれており、このうち4カ国——ボツワナ、レソト、スワジランド、ジンバブエ——では、2010



年までに15歳未満の子どもの20%以上が両親を失っているだろうと推定されている²¹⁾。

子ども参加の機会を増やす

子ども参加の道を拡大・増進することにより、子どもが可能なかぎり最善の人生のスタートを切れるようにする責任は、家庭、地方自治体、市民社会、民間セクターによって分かち合われる。中央政府は、地方のとりくみの支えとなる政策と制度的枠組みを、そしてリーダーシップを、提供しなければならない。

フィリピンで進められている「親になるための効果的なサービス」プログラムは、子どもが伝えようとすることを聴き、理解する方法を親に教えようとするアプローチの一例である。親たちは、たとえば、子どもに物語を話してあげること、子どもといっしょに教育的なテレビ番組を見ることがいかに大切かといったことを学ぶ。このプログラムによって、子どもたちの栄養状態は向上し、親による児童虐待や行き過ぎた罰も少なくなってきた。トルコでは、「よりよい子育てイニシアチブ」が全国すべての地域で運営されるようになっており、ビデオやグループ・ディスカッションを活用して、子どもが何を必要としているか、子どもの環境を向上させるために何ができるかといったことを、親が理解する援助をしている。これまで行われてきた評価では、子どもの発達や教育を向上させる上でこのようなアプローチに効果があることが実証されてきた。

ラテンアメリカでは、世界中の多くの早期学習センターと同様、子ども参加はよいカリキュラムに欠かせない側面のひとつであり、質の高い学習経験のために必要であることが、認識されるようになりつつある。これまでは、子どもたちは受動的に学ぶだけの存在、単なる受け手、教育の対象と見なされていた。いまでは、みずから学ぶ主体であり、みずからカリキュラムを創造する存在であり、みずから可能性を発達させていく存在であると、ますます考えられるようになりつつある²²⁾。

子どもが自分自身の学びにいつでも参加できるようにすることは、学校の成績にも影響を及ぼすことが示されてきた。たとえばキューバでは、ユニセフが政府とよい形で協力して、「エドゥカ・ア・トゥ・イーホ」（あなたの子どもの教育しよう）と称する国レベルの幼児期発達プログラムを支援している。これは、幼い子どもが家庭外でもっと参加できるようにすることを目的として、0～6歳の年齢層の子ども60万人以上（そのうち44万人は女子）とその家族に対し、コミュニティ密着型のサービスを提供するものである。このプログラムのもと、1万4,000人以上のスタッフと6万人以上のボランティアが、まもなく母親・父親になる人々や幼い子どもがいる家庭に積極的に訪ねていく。家族は、医師や看護婦による訪問診断中に、あるいは子どもの出生後に、定期家庭訪問時に、グループ外出やグループ学級のときに、そして家庭での話し合いのときに、健康的な妊娠や幼い子どもの発達上のニーズについて情報提供や相談サービスを受けるのである。

このプログラムでは、農村やへき地の子どもたちに届くよう、また家庭やコミュニティが乳幼児期の子育ての責任をしっかりと果たすようにするため、特別な努力を行っている。キューバでは、長年にわたって幼児期・就学前教育プログラムの制度が国レベルで整備されてきているが、2000年末までに、この制度を利用している子どもの割合は0～6歳児の98.3%に達した。この制度は、キューバの子どもたちの発達上・教育上の達成度を向上させる上で、目に見える成果を収めている。最近の研究では、キューバの子どもたちは、他のラテンアメリカ諸国の子どもたちよりも、数学とスペイン語の得点がかかり高かったのである²³⁾。

ナイジェリアでは、年長の子どもたちがコミュニティのなかで積極的な役割を果たし、数千人の乳児が確実に予防接種を受けられるようにした。予防接種は、可能なかぎり最善の人生のスタートを切れるようにするための条件のひとつである。アビア州のウムアビアにある、都市辺縁部に位置して人口密度

の高いアフギリという地域では、学校の生徒たちが赤ん坊の追跡活動に従事したことにより、ヘルスワーカーとユニセフ職員は非常に高い予防接種率を達成・維持できた。

プロジェクトが始まった2000年まで、推定人口2万5,000人のアフギリ地域の人々は、設備も整っており、利用もしやすい地元の基礎保健施設をほとんど利用していなかった。たとえば、ある11ヵ月間に予防接種を受けた子どもは、同じ期間に生まれた子ども1,000人のうち、毎月平均して6～8人に過ぎなかったのである。産前ケアを受けに来る女性は毎月平均して5～7人であり、この施設での分娩は8ヵ月間に6件しかなかった。

けれどもその後、ウィリアムズ記念中等学校で子どもの権利クラブに参加する10～16歳の生徒たちが、自分たちの地域で、そしてアビア州全域で予防接種率が悲惨なほど低いという事実に対して何かをしようと決心した。生徒たちは、予防接種、HIV／エイズ、経口補水療法、母乳のみの育児、子どもの権利に関わる問題といった点について、健康をめぐる討論会を組織した。子どもを予防接種に連れて行くよう女性たちに働きかけるとともに、赤ん坊を追跡し、予防接種を受けていない子どもを見つけ出すという困難な課題を熱心に引き受けた。そして、活動開始前には、ユニセフ現地職員と国の保健省職員が実施した1日半のワークショップで研修を受けたのである。

10～16歳の生徒たちは各家庭を戸別訪問し、予防接種を受けることのできる幼い子どもを探して歩

いた。追跡票に記入して親に渡すとともに、年長の子どもには、資格のある子どもを基礎保健施設に連れてくるよう頼んだ。その結果は目ざましいものだった。プロジェクト開始前は毎月8人の子どもしか予防接種を受けなかったのに対し、8ヵ月のあいだに毎月平均して328人の乳幼児が予防接種を受けたのである。

ヘルスワーカーはさらに、子どもを予防接種に連れてきた母親たちをさまざまな母子保健活動に関わらせた。母親の健康維持や、一般的な病気（とくに下痢）の予防と家庭における処置についての教育。経口補水塩の配布。子どもの体重測定と、発育観察カードのチャート化。母乳のみの育児についても、補助食品の与え方や食べ物の多様化の方法とともに教育・実演された。

こうしたサービスが加わったことにより、ますます多くの女性が施設を訪れるようになった。毎月の訪問人数は、プロジェクト開始前の5～7人から300人以上へと伸びた。センターでの分娩も、1ヵ月に6件にも満たなかったものが15件弱にまで増えた。

多くの生徒たちは、母親が最初の予防接種に子どもを連れてくるようにするだけでは満足できず、何人かの子どもをフォローアップして、子どもたちが3回のDPTワクチン接種を受けるようにした。動員活動への子どもたちの積極的参加を通じて目ざましい成功がもたらされたことは、他のいくつかの州でも関心を引き起こし、現在同様の活動が計画されているところである²⁴⁾。

「老いずとも賢くはなれる」

ヨルバ人のことわざ

米国南部のある家庭で、家族の温かさをとらえた写真。12歳のディードラ・ロビンソンが、幼い子ども2人にカメラに向かってポーズをとってもらったもの。

パネル 3

子どもの参加の「権利」

子どもの権利条約は、障害のある子どものために目指すべきこと（第23条）を除き、子どもの参加の権利についてはっきりとは規定していない。けれども「参加に関わる一群の条項」は存在し、それをあわせて解釈することによって、子どもの参加の権利を主張する根拠が出てくるのである。

第5条（親の指導の尊重） 締約国は、親、または適当な場合には、地方的慣習で定められている大家族もしくは共同体の構成員、法定保護者もしくは子どもに法的な責任を負う他の者が、この条約において認められる権利を子どもが行使するにあたって、子どもの能力の発達と一致する方法で適当な指示および指導を行う責任、権利および義務を尊重する。

第9条（親からの分離禁止と分離のための手続） 2 前項1〔親からの子どもの分離に関する規定〕に基づくいかなる手続においても、すべての利害関係者は、当該手続に参加し、かつ自己の見解を周知させる機会が与えられる。

第12条（子どもの意見の尊重） 1 締約国は、自己の見解をまとめる力のある子どもに対して、その子どもに影響を与えるすべての事柄について自由に自己の見解を表明する権利を保障する。その際、子どもの見解が、その年齢および成熟に従い、正当に重視される。

2 この目的のため、子どもは、とくに、国内法の手続規則と一致する方法で、自己に影響を与えるいかなる司法的および行政的手続においても、直接にまたは代理人もしくは適当な団体を通じて聴聞される機会を与えられる。

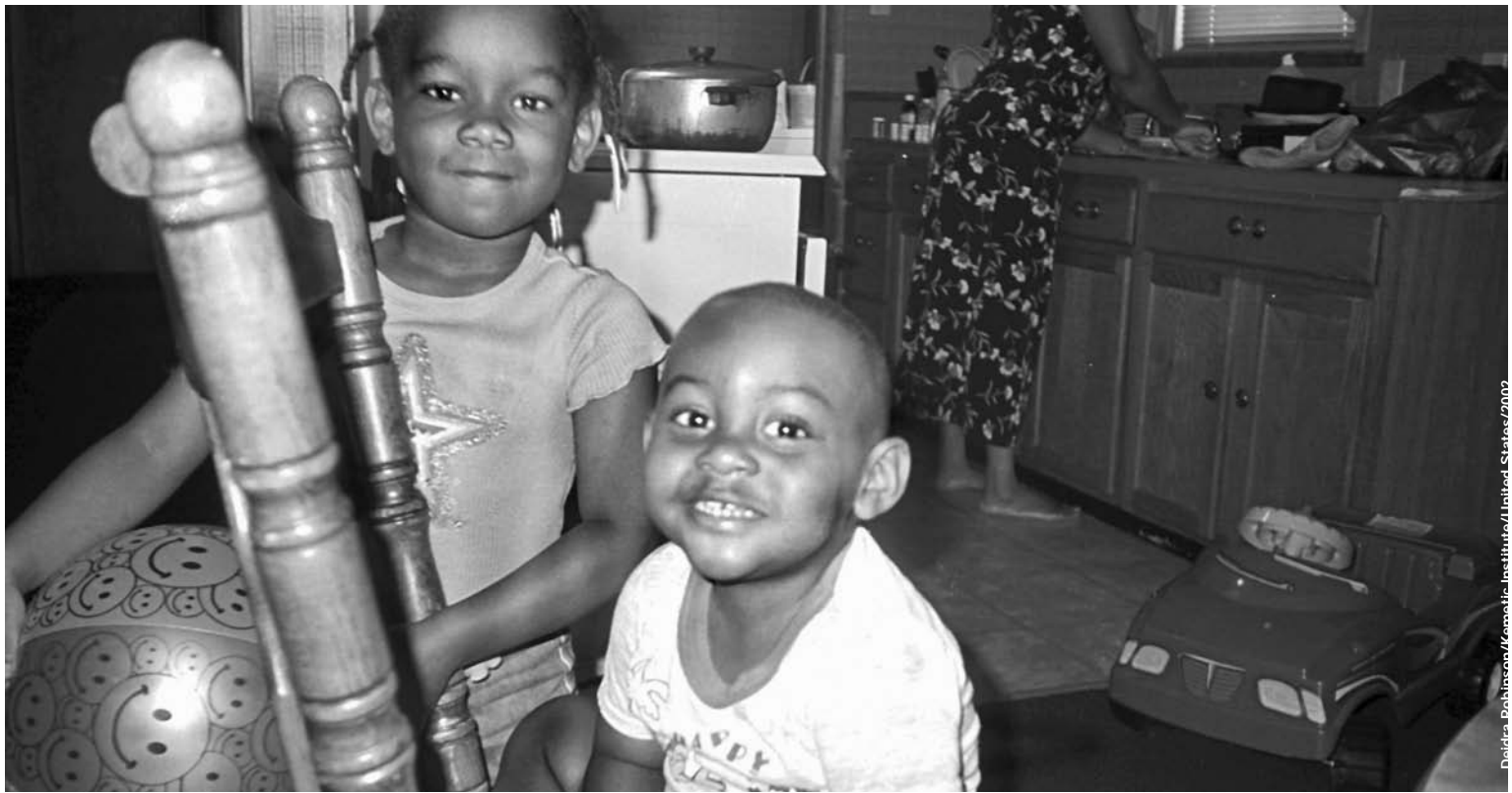
第13条（表現・情報の自由） 1 子どもは表現の自由への権利を有する。この権利は、国境にかかわらず、口頭、手書きもしくは印刷、芸術の形態または子どもが選択する他のあらゆる方法により、あらゆる種類の情報および考えを求め、受け、かつ伝える自由を含む。

第14条（思想・良心・宗教の自由） 1 締約国は、子どもの思想、良心および宗教の自由への権利を尊重する。
2 締約国は、親および適当な場合には法定保護者が、子どもが自己の権利を行使するにあたって、子どもの能力の発達と一致する方法で子どもに指示を与える権利および義務を尊重する。

第15条（結社・集会の自由） 1 締約国は、子どもの結社の自由および平和的な集会の自由への権利を認める。

第16条（プライバシー・通信・名誉の保護） 1 いかなる子どもも、プライバシー、家族、住居または通信を恣意的にまたは不法に干渉されず、かつ、名誉および信用を不法に攻撃されない。
2 子どもは、このような干渉または攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する。

第17条（適切な情報へのアクセス） 締約国は、マスメディアの果たす重要な機能を認め、かつ、子どもが多様な国内および国際的な情報源からの情報および資料、とくに自己の社会的、精神のおよび道徳的福祉ならびに心身の健康の促進を目的とした情報および資料へアクセスすることを確保する。……



Daidra Robinson/Kennedy Institute/United States/2002

第21条（養子縁組） 養子縁組の制度を承認および（または）許容している締約国は、子どもの最善の利益が最高の考慮事項であることを確保し、次のことをする。

一 子どもの養子縁組が権限ある機関によってのみ認可されることを確保すること。当該機関は、適用可能な法律および手続に従い、関連がありかつ信頼できるあらゆる情報に基づき、親、親族および法定保護者とかわる子どもの地位に鑑みて養子縁組が許容されることを決定する。必要があれば、当該養子縁組の関係者が、必要とされるカウンセリングに基づき、養子縁組に対して情報を得た上での同意を与えることを確保すること。

第22条（難民の子どもの保護・援助） 1 締約国は、難民の地位を得ようとする子ども、または、適用可能な国際法および国際手続または国内法および国内手続に従って難民とみなされる子どもが、親または他の者の同伴の有無にかかわらず、この条約および自国が締約国となっている他の国際人権文書または国際人道文書に掲げられた適用可能な権利を享受するにあたって、適当な保護および人道的な援助を受けることを確保するために適当な措置をとる。

第23条（障害児の権利） 1 締約国は、精神的または身体的に障害を負う子どもが、尊厳を確保し、自立を促進し、かつ地域社会への積極的な参加を助長する条件の下で、十分かつ人間に値する生活を享受すべきであることを認める。

第29条（教育の目的） 1 締約国は、子どもの教育が次の目的で行われることに同意する。

- 一 子どもの人格、才能ならびに精神のおよび身体的能力を最大限可能なまで発達させること。
- 二 人権および基本的自由の尊重ならびに国際連合憲章に定める諸原則の尊重を発展させること。
- 三 a 子どもの親、子ども自身の文化的アイデンティティ、言語および価値の尊重、子どもが居住している国および子どもの出身国の国民的価値の尊重、ならびに自己の文明と異なる文明の尊重を発展させること。
- 四 b すべての諸人民間、民族的、国民的および宗教的集団ならびに先住民間の理解、平和、寛容、性の平等および友好の精神の下で、子どもが自由な社会において責任ある生活を送れるようにすること。
- 五 c 自然環境の尊重を発展させること。

（国際教育法研究会訳）